

## 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例(案)についてのパブリックコメントの意見と市の考え方

平成21年2月2日から2月13日まで実施しました三条市食育の推進と農業の振興に関する条例(案) についてのパブリックコメントに対して13件(1人)の意見をいただきました。パブリックコメントの要旨と市の考えを公表します。

| 番号 | パブリックコメント要旨  | パブリックコメントに対する市の考え方   | 修正 |
|----|--|--|----|
| 前文 |  |  |    |
| 1  | <ul style="list-style-type: none"> <li>前文は条例の中に記載されるのか。</li> </ul>   | 前文は、条例制定の趣旨、目的、基本原則などを述べ、条例制定の理念を特に強調する場合に、この条例案のように条文の前に置かれるものです。   | なし |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例として文書化するならば、長文で分かりづらい内容。もっと簡潔明瞭に工夫する余地がある。市民に理解して欲しい気持ちは察するが、焦点ボケの感がする。</li> <li>「豊かな～」の5行は区切りのない長文で読みづらく、わかり難い。</li> </ul> | <p>食育基本法に基づく食育の推進と食料・農業・農村基本法に基づく農業の振興について、これらの取組を連携し、効果的かつ持続的に行う必要があることを平易な言葉で、2行から3行までの文書で表現するよう努めています。</p> <p>「豊かな～」で始まる段落は、食育の推進と農業の振興の両方を連携して行う必要があることを表現している重要な部分であり、一文で表現することが適当であると判断したため5行となりました。</p> | なし |
| 2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1行目<br/>「～産業の一つである」の「一つ」は不要と思う。「<u>産業である</u>」とすることで農業の大切さが伝わる。誤解される心配は無用と思う。</li> </ul>                                       | 食を支える産業は、農業だけでなく、漁業や林業を始めとして商業、工業、教育、医療などの多くの産業も深く関わっており、「一つ」という表現を用いました。  | なし |

|        |   |  |    |
|--------|---|--|----|
| 3      | <ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興の記載に「食糧自給率の向上」を入れることが重要と考える。国家的目標だが、ぜひ記載されたい。<br/>       例えば、前文上段から10行目「～農業の持続的な発展及び食糧自給率の向上につながる」と記入されてはいかが。<br/>       持続的な発展の中に自給率の向上も含まれるなどといわずに、記載する意義は充分あると考える。条例本文であれば尚よい。</li> </ul>                         | <p>「食糧自給率の向上」は、農業の持続的な発展を図るための国全体の取り組む重要な課題の一つです。しかし、ご意見のとおり、農業の持続的な発展に包含されるものであり、並列標記することは適当でないと考えます。</p> <p>この条例案においては、農業の持続的な発展につながる地産地消などの三条市で取り組むことができるものを具体的に定めることが必要であると考えます。</p> | なし |
| 4      | <ul style="list-style-type: none"> <li>18行目<br/> 「だれもがずっと住み続けたい～」を「生涯住み続けたい」と表現したほうが適切ではないか。</li> </ul>   | <p>前文だからこそ、市民に思いが伝わりやすい言葉として「ずっと」を用いました。</p>   | なし |
| 第1章 総則 |   |  |    |
| 5      | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2条（定義）<br/> 「食育」という用語は比較的新しい言葉でしょう。当初は児童教育の中で使用されはじめたのではないかと思うが、今や大人を含む社会全体の深刻な課題として、食を生産する農業振興と一体的に取り組む条例の主旨は理解できる。<br/> 「食育」という言葉を市民が理解し実践するために、簡潔な定義として記載することが重要と考える。前文等を精読すれば理解できるということでは、条例としては不完全でしょう。</li> </ul> | <p>「食育」は、平成17年制定の食育基本法の前文において位置付けられ、広く周知されているものです。</p> <p>この条例案においても、「食育」を本則中の条文に法令用語で定義するよりも、同法にならって市民に分かりやすく「食育」を伝えるため、前文において位置付けることとしました。</p>   | なし |

|    |   |  |    |
|----|---|--|----|
| 6  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項（基本理念）<br/>区切りのない長文でわかりづらい。メリハリのある文章を。</li> </ul>  | <p>食育の推進の基本を定める重要な部分であり、それぞれの事項を一体として進めることが必要であるため、一文で表現することが適当であると判断しました。</p>   | なし |
| 7  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第3項（基本理念）<br/>「農業の振興は、農地、農業用水その他～」の「農業用水」を「<u>農業用施設</u>」とするほうが適切。作物（特に米作）生産には用水とともに排水、農道等が不可欠な施設。一般的には農業用施設で通用している。一步譲っても、「農業用水・排水」とし、農道等はその他に含めてもよい。（第16条 農業生産基盤の整備 の表現も同様）</li> </ul> | <p>農業の持続的な発展のために必要な農業資源を例示する場合に代表的なものは、農業の有する農産物の供給機能や多面的機能の重要性についてかんがみると、食料・農業・農村基本法にも定めるとおり「農地」と「農業用水」のこの2つが基本であり、適当と考えます。</p> | なし |
| 8  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3条第3項（基本理念）<br/>「持続的な発展が図られる」を「<u>持続的な発展によって自給率の向上が図られる</u>」とすることが適切と考える。持続的な発展は自給率の向上に至ることは理解できるが、敢えて記載することに現状認識を深める意義があると考ええる。</li> </ul>   | 3のとおり  | なし |
| 9  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第4条（市の責務）<br/>2行目の「施策を策定し、及び実施」を「<u>施策を策定し、これを実施</u>」が適切な表現だと思う。</li> </ul>  | <p>並列の事項を「及び」でつなぐのは一般的な方法です。なお、食育基本法と食料・農業・農村基本法の地方公共団体の責務の規定の表現も同様となっています。</p>  | なし |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>第5条（市民の役割）<br/>頭の「市民は、」の次に「<u>食糧（食べ物でも可）の大切さを認識し</u>」を記入されてはいかが。敢えて記載し、市民の喚起を促す意味で提言。</li> </ul>   | <p>「基本理念にのっとり」に包含されものと考えます。</p>  | なし |

| 第2章 基本的施策等 |  |   |    |
|------------|--|---|----|
| 11         | <ul style="list-style-type: none"> <li>第9条（計画の策定）<br/>基本的な考え方として、「市長は、<u>三条市総合計画等との整合を図りつつ</u>」という前置きが必要ではないか。</li> </ul>  | <p>地方自治法で総合計画を自治体の最上位計画と位置付け、それに即して行うことを義務付けていることなどからも、その前置きは必要ないと考えます。</p>   | なし |
| 12         | <ul style="list-style-type: none"> <li>第16条（農業生産基盤の整備）<br/>8番と同様、「農業用水」を「<u>農業用施設</u>」としてはいかがか。</li> </ul>   | <p>8のとおり</p>  | なし |
| 13         | <ul style="list-style-type: none"> <li>第16条（農業生産基盤の整備）<br/>旧三条市の圃場整備率の30%は効率的営農、安全な農産物の生産（用排混合等）上、致命的な欠陥。特に井栗・大崎地区の立遅れは目を覆うばかり。担い手以前の深刻な課題として、市は土改、JA等と協働で積極的に取り組むべき。<br/>相当の覚悟をもって施策を講ぜられることを切望する。圃場整備未実施の農振地域には、市の農林土木事業実施は血税の無駄遣いであり、むしろ圃場整備推進の障害になっている。点と線の投資ではいけない。市街地整備と同様、面整備が不可欠。<br/>以上の観点から第16条の記載は不十分と考える。</li> </ul> | <p>第16条は、農業生産基盤の整備の市の施策の基本方針を定めたものです。具体の事業については、この条例案ではなく、この条例に基づき策定することとなる計画等で定めていきます。また、その事業の実施等においては、ご指摘のとおり、関係者、関係機関等と連携し進めていく必要があると考えています。</p> <p>なお、旧三条市の圃場整備率は、吉津川地区面整備が平成20年で完了し、現在37%となっております。</p> | なし |